審査要領別紙　栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業プロポーザル審査基準表

大項目	審査の項目		審査の視点	配点
事業の実施体制等	1	事業の実施体制等 ・事業者としての実績 ・予約から送迎までの具体的な業務実施手法	・官公庁からの同種業務や類似業務の受託実績は十分か。 ・事業実施に必要な知識、経験を有し、予約から送迎までの具体的な業務実施手法が示されているか。	10
	2	乗合タクシー運行の基本的な考えに関すること ・事業実施基本方針 ・その他事業改善につながる提案	・乗合タクシーの役割等について認識しているか。 ・将来における乗合タクシーの運行改善につながる考え方が示されているか。	10
	3	重大事故発生の状況	・過去1年間における国土交通省による処分、又は重大事故がないか。	10
運行の安全確保	4	運行の安全確保体制に関すること ・乗務員管理体制、安全指導、教育体制 ・車両点検・整備体制、その他安全管理の取組	・乗務員の勤務等の管理体制、安全運行に関する乗務員への指導および教育体制が整っているか。 ・日常的な車両の点検や整備体制が整っているか、その他安全に関する独自の取組を行っているか。	10
	5	緊急時・災害時の対応に関すること ・緊急事態への対応 ・災害等発生時の対応	・事故等緊急処理体制、連絡体制が整っているか。 ・災害（台風・積雪等）時の対応は妥当であるか。	10
利用者の利便性確保	6	安定したサービス供給能力 ・企業の経営状況 ・従事者の確保状況 ・車両保有台数、その他の設備状況	・安定的、堅実な経営状況であるか（経常損益の状況、自己資本比率、流動比率）。 ・事業の実施内容に見合った人員を有しているか。 ・円滑に事業を実施できる車両、その他事業を円滑に実施する設備を有しているか。	20 (10×2)
	7	利用者の利便性向上に関すること ・高齢者等への配慮 ・運行車両 ・その他サービス向上への取組	・高齢者や障がい者を含む、多様な利用者が円滑かつ安心してサービスを利用できるような工夫がなされているか。 ・高齢者および障がい者等に配慮した車両を有しているか。 ・サービス向上に向けた取組内容が提案されているか。	30 (10×3)
	8	接遇教育体制、苦情処理体制	・利用者への接遇能力向上のため運転手に対する研修体制は整っているか。 ・苦情・クレーム処理体制が整っているか。	10
プレゼンテーション	9	プレゼンテーション	・説明は分かりやすく、事業者の意欲や熱意、実行力を感じられるか。質問等に対する応答が迅速で、的確かつ明快であるか。	10
見積価格	10	見積価格	・乗合タクシーの趣旨を理解し、上限金額内で提案されているか。 ・提案の内容に対し適正な金額であるか。	30
			合計	150